

(別紙)

1 生徒Aからなされたいじめについて

原調査に対して本生徒が最も不十分であると感じていた、生徒Aからなされたいじめについては、本生徒に対する行為があったことを認め、いじめ防止対策推進法の定義に従って、これをいじめと評価されています。本生徒としても、自分が生徒Aからの行為で苦しい気持ちになったことを理解してもらえたものと受け止めています。

なお、一般的に、いじめ被害を受けた被害者としては、いじめ行為に及んだ加害者が、どのような理由でいじめをしたのか、また、いじめをしたことについて、いま、どのような認識を持っているのかを知りたいと感じるもので、本生徒も同様でしたが報告書ではこの点が明らかにされていません。報告書の中には、被害者に示されていない箇所があり、同箇所にそれが記載されている可能性はあると認識しています。8月18日の追加調査報告に関する口頭説明の際に、本生徒に対して若干の説明はありましたが、この点については、いじめを受けた生徒にとって極めて重要な内容ですので、本生徒に対して個別に報告することを改めてご検討ください。

2 手紙について

以下に述べるとおり、手紙に関する再調査委員会の認定は本生徒の認識と異なっており、本生徒としては、再調査委員会の結論を受け入れることはできません。

[Redacted text block]

[Redacted text block]

3 学校の対応について

(1) 担任の対応

本生徒は、いじめを受けている間に心理的な苦痛が高まり、担任の配慮に欠ける対応がそれを継続ないし増幅させたと述べており、その点について再調査において評価することを求めました。

そのうち、①本生徒が教室に入る際の拍手の促し、②旅行と説明

したこと、の2点については、本生徒と担任らとの認識が異なっていたとのことです。そして、再調査委員会としては、他に客観的な証拠がない以上、本生徒の陳述だけでそれらの事実を認定することができなかつたものと推察されます。

これらの点は、案件の発生から約2年が経過した時点での調査であったことなどからも、やむを得ない部分があると考えます。

もっとも、旅行の認定に関して「本生徒がLINEに京都に行っている写真を挙げていた。」という点は事実と異なっており、これを認定の根拠とするのであれば、それについて本生徒ないし保護者への確認がなされる必要があったと考えます。

長欠児童生徒調べの欠席理由については、担任の認識は報告書で確認しましたが、その担任の認識自体が、本生徒が学校内の人間関係で感じている苦痛への認識が足りなかつたことの表れと考えます。

学校現場が多忙を極めており、担任が全ての生徒の心理状況にまで気を配ることが困難であることは理解していますが、いじめ被害は生徒の学習権を奪い、場合によっては人命にもかかわるものであることを踏まえ、学校現場においては、改めて人間関係の悩みが生徒に対して重大な心理的被害を与えることを再認識するとともに、こうした生徒調べのチェックにおいても、それら意識して項目を選択することなどの徹底を求めます。

(2) 学校の対応について

再調査委員会の認定に当たっては、学校に残された客観的な記録に基づかず、関係教員らの記憶に基づく証言による部分が多く見受けられます。また、そのためか、再調査委員会の評価においても推測にとどまる部分があります。

学校のいじめ対応を記録化することは、当該いじめ案件へのその後の学校対応（特に担当者が転勤等で交代した際など）において極めて重要です。

加えて、後に案件を検証する際や、同種事案が発生した際の対応の参考にするうえでも重要なものです。

再調査委員会の報告書は、本件において学校における対応の記録化が適切になされていなかったと評価するものと受け取っています。

学校においては、今後、いじめ案件への対応（いじめが疑われる段階での対応を含みます。）については、必ず記録化をするべきと考えます。

4 教育委員会の対応について

原調査委員会委員長の選任、文書管理のあり方については、再調査委員会においてその問題点を的確に指摘されたものと評価しています。

大分市教育委員会においては、早急に具体的な変更点が明確となる形で、取り扱いを改善されるように求めます。

5 原調査委員会の調査について

生徒及び保護者が再調査を求める最大の理由となった「原調査委員会が生徒Aからのいじめについて報告書で触れなかったこと」については、再調査委員会の報告でもその理由は必ずしも明確にはなつたとは言えません。

もっとも、再調査委員会が、この点について詳しく踏み込んで調査をされ、結果として、今後の在り方として「被害者との調査事項についてしっかりと確認をする機会を持つべきである」との見解を示されたのは、前提として再調査委員会としても、原調査の最終報告に生徒Aからの行為に関することが盛り込まれなかったことを疑問に思い、「A君からの行為についても原調査の報告に盛り込まれるべきであった」との認識のもとに調査をされ行われたものと考えています。

いじめ調査においては、被害者に寄り添って調査を行うことが求められています。そうであれば、再調査委員会が認定した事実経過に照らせば、少なくとも原調査委員会から被害者側に対して、「生徒Aからの行為も含めて委員会として評価をして報告書に盛り込むか否か」について確認がなされるべきでした。

再調査委員会の指摘は、今後のいじめ調査委員会において活かしていただきたいと考えます。

6 その他

再調査委員会が「第7部 おわりに」で指摘する委員会の中立性の問題、いじめ対応の記録化の問題、学校及び被害者側の意思疎通の問題は、いじめ対応にかかわる組織のあり方や具体的な対応方針を考えるにあたって極めて重要な問題です。

大分市のいじめへの対応には、法制度に基づいていないと疑われる部分があり（その点については、被害者の母親が所見として詳しく述べています。）、後に記録等からの客観的な検証を加えることが困難な点もあって、少なくとも被害者の立場に寄り添ったものとは感じられない対応と言わざるを得ません。

大分市教育委員会においては、再調査委員会の報告に基づき、改めていじめ問題への対応を検討し、目に見える形で改善をしたうえで、その結果を被害者に報告するとともに公表されるように求めます。

以 上